

令和6年能登半島地震
被災者向け無料法律相談
データ集計及び分析結果
【第2次分析】

2025年（令和7年）9月

日本弁護士連合会

第1 集計及び分析の趣旨並びに対象

1 本集計及び分析の趣旨

地震被災地に甚大な被害をもたらした令和6年9月能登豪雨の発生から1年が経過しようとしている。今般、令和6年能登半島地震発災後初期の金沢弁護士会が対応した面談相談及び2025年（令和7年）に行われた電話及び面談相談のデータを追加収集したので、先般公表した第1次分析に追加し、主に2025年（令和7年）に入ってからの相談内容の傾向等を分析し、報告する。¹

2 本集計及び分析の対象とした相談データ

（1）期間 2024年（令和6年）1月11日～2025年（令和7年）7月12日受付分まで

※相談実施日と相談データ受付日は異なることがある。

（2）件数 総相談件数3,248件（電話相談2,422件、面談相談826件）、うち災害関連相談件数 合計 3,119件

※災害関連相談件数とは、総相談件数から相談内容「災害と関連なし」及び「分類不能」を除いた件数である。

なお、上記件数は、各弁護士会が実施した相談のうち、①相談結果の記録方法を日弁連情報収集クッカーとしている相談事例（2025年（令和7年）7月1日受付分まで）、②金沢弁護士会が2024年（令和6年）1月10日から同年2月6日までの間に対応したコールバック式電話相談の相談事例、③富山県弁護士会が同年1月9日から2025（令和7年）7月12日までの間に対応した面談相談及びコールバック式電話相談の相談事例の件数である。

第2 本集計及び分析の結果

1 相談者の被災時の住所・被災場所²

¹本集計及び分析の方法は、以下URLに掲載の第1次分析と同様である。

「令和6年能登半島地震被災者向け無料法律相談データ集計及び分析結果【第1次分析】 2025年（令和7年4月）」

https://www.nichibenren.or.jp/activity/human/shinsai/2401_noto.html

²後掲4頁「相談者の被災時の住所・被災場所」

石川県の被害に関する相談が全体の8割を占めており、石川県の中では、令和6年能登半島地震に加え令和6年9月能登豪雨でも被災した地域（輪島市、七尾市、珠洲市、能登町、穴水町及び志賀町）及び金沢市を被災場所とする相談が多い。

富山県では高岡市が56.3%、次いで富山市、氷見市の相談が多い。富山県弁護士会が現地相談会を継続的に開催してきた、液状化被害の地域等である。

新潟県については、そもそも収集済みの相談事例の絶対数が少ないが、新潟市が8割以上、そのうち液状化被害の著しい西区の相談が8割を占めている。

2 相談内容の傾向

（1）全期間を通じた傾向³

22に分類した相談類型⁴のうち、全期間を通じて、最も相談が多いのは公的支援制度に関する相談であり、次いで工作物責任・相隣関係、所有不動産に関する相談が多い。他には、相続、既往の借入金に関する相談が続く。

工作物責任・相隣関係に関する相談は、地震発生直後には大変多く寄せられ、いったん減少するが、発災から1年以上後にむしろ増加している。⁵

公的支援制度中では、建物の解体に関する相談が突出して多い。2025年（令和7年）6月までに多くの自治体で公費解体申請期限が到来する中、依然として相続登記未了や所有者不明建物の処分に関する相談が目立っている。⁶

（2）発災から1年経過後の傾向

各相談事例の具体的な内容を見ると、同じ相談類型に分類される事例であっても、初期の相談とは内容の異なる相談事例が増加している。⁷

罹災証明書・住家被害認定については、自治体の申請受付は終了した中、修理工事等で改めて建物内部の損傷を認識し、これから罹災証明や再調査を求め、修理に対する支援を受けたいという相談が寄せられた。

公費解体の進展に伴い、解体工事によって隣家を毀損した責任に関する相談（相隣関係）や、解体・修理等の工事結果に関する相談が増加した。

³ 後掲5頁「相談内容の傾向」

⁴ 分類の詳細については、第1次分析の「(別表) 相談類型及び小類型並びにその各定義」(25/33頁以下) を参照。

⁵ 後掲6頁「相談内容の全体に占める割合・3か月ごとの推移」

⁶ 後掲7頁「公的支援制度に関する相談の小類型・3か月ごとの推移」

⁷ 後掲8頁「相談類型ごとの内容分析」

発災後締結の契約では、能登地方の被災住宅を解体等の工事業者の居住用に賃貸する契約に関して、複数の相談が寄せられた。

住まいや生活再建の選択が具体化してくる段階にあって、住宅再建の資金調達に関する相談（**新たな融資、公的支援制度－支援金**）、固定資産税や贈与税等の**税金**に関する相談、既往の債務に関する相談（**自然災害債務整理ガイドラインの手続**）が増えている。

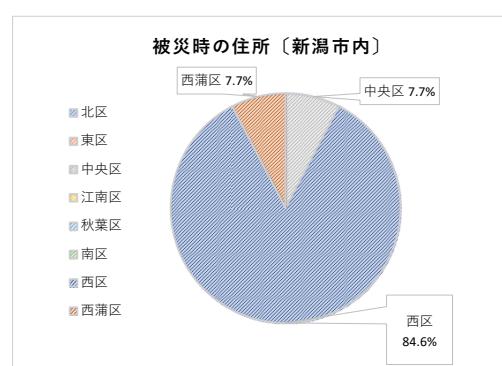
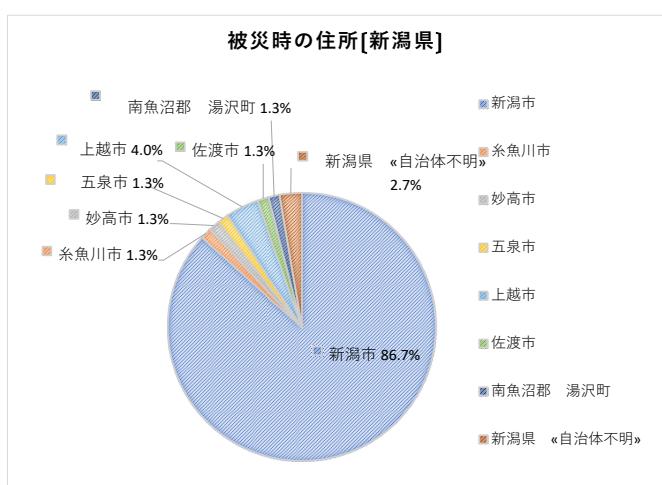
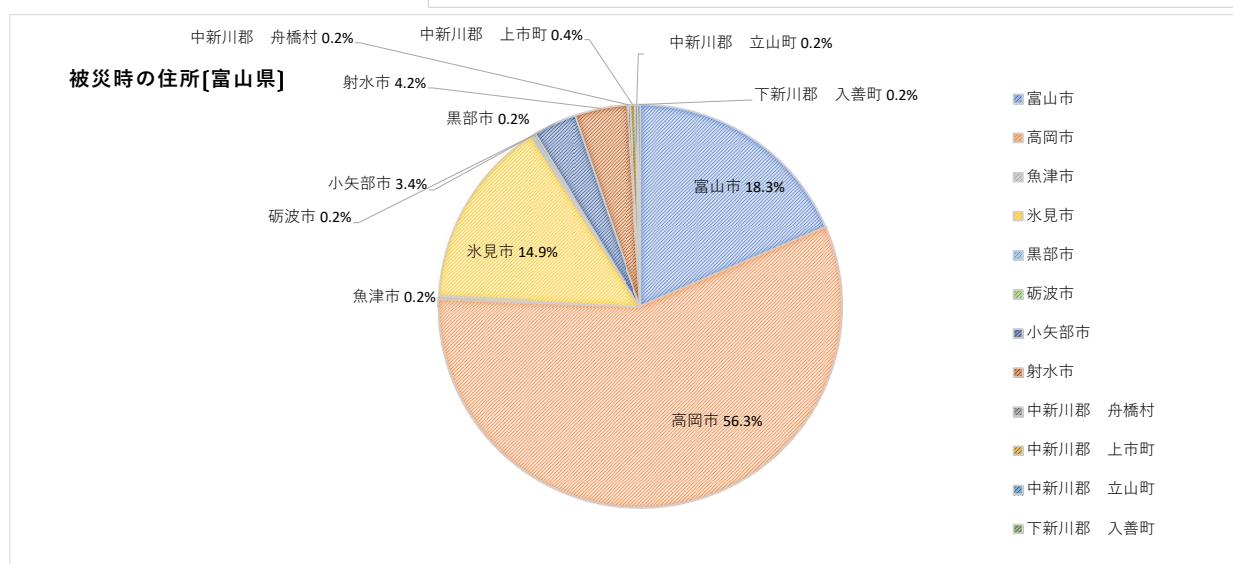
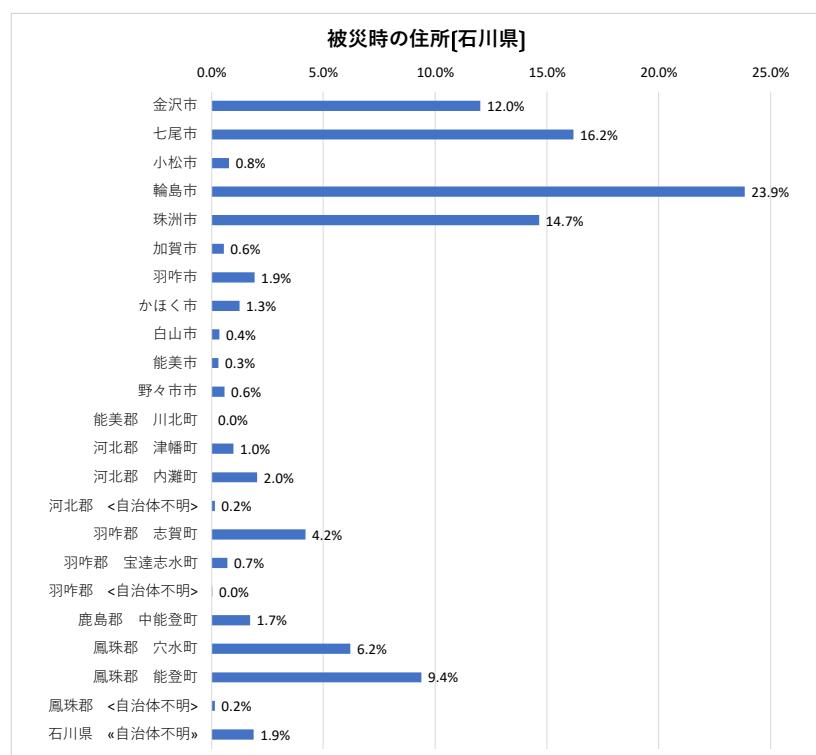
新たな不動産の取得に関する手続や建築制限等の相談もある（**発災後の契約、所有不動産**）。仮設・公営住宅の一時使用期限が迫り、転居先に関する相談が寄せられた一方（**公的支援制度－仮の住まい**）、最近は災害公営住宅に関する制度について尋ねる相談も寄せられ始めている（**公的支援制度－その他**）。

相談者の被災時の住所・被災場所

| 都道府県 | (人) |
|------|-------------|
| 石川県 | 80.2% 2,545 |
| 富山県 | 16.5% 524 |
| 新潟県 | 2.4% 75 |
| その他 | 0.9% 47 |

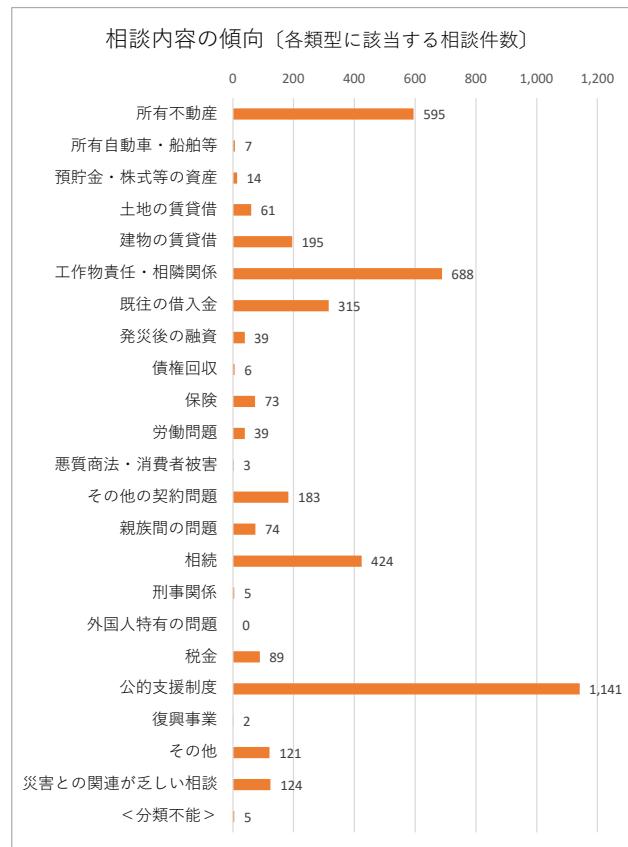
災害関連相談数から都道府県不明の数を除いた。

被災時は 2024 年 1 月 1 日を基準とする。



相談内容の傾向

| 相談類型 | 類型数ベース | 各類型数 |
|--------------|--------|-------|
| 所有不動産 | 14.60% | 595 |
| 所有自動車・船舶等 | 0.17% | 7 |
| 預貯金・株式等の資産 | 0.34% | 14 |
| 土地の賃貸借 | 1.50% | 61 |
| 建物の賃貸借 | 4.79% | 195 |
| 工作物責任・相隣関係 | 16.89% | 688 |
| 既往の借入金 | 7.73% | 315 |
| 発災後の融資 | 0.96% | 39 |
| 債権回収 | 0.15% | 6 |
| 保険 | 1.79% | 73 |
| 労働問題 | 0.96% | 39 |
| 悪質商法・消費者被害 | 0.07% | 3 |
| その他の契約問題 | 4.49% | 183 |
| 親族間の問題 | 1.82% | 74 |
| 相続 | 10.41% | 424 |
| 刑事関係 | 0.12% | 5 |
| 外国人特有の問題 | 0.00% | 0 |
| 税金 | 2.18% | 89 |
| 公的支援制度 | 28.01% | 1,141 |
| 復興事業 | 0.05% | 2 |
| その他 | 2.97% | 121 |
| 災害との関連が乏しい相談 | 3.04% | 124 |
| <分類不能> | 0.12% | 5 |
| 類型数合計 | | 4,203 |
| 災害関連類型数 | | 4,074 |



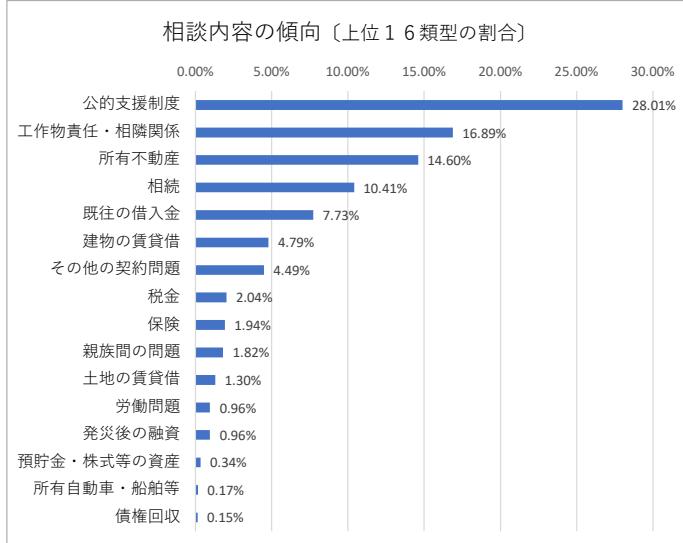
* 類型数ベース % = 各類型数／類型数合計 × 100

* * 類型数とは、各相談類型に該当する相談の件数。1件の相談が複数の相談類型を含むことがある。

* * * 災害関連類型数とは、類型数合計から「災害との関連が乏しい相談」及び「分類不能」を控除した数。

上位16類型を表示

| 相談類型 | 類型数ベース |
|------------|--------|
| 公的支援制度 | 28.01% |
| 工作物責任・相隣関係 | 16.89% |
| 所有不動産 | 14.60% |
| 相続 | 10.41% |
| 既往の借入金 | 7.73% |
| 建物の賃貸借 | 4.79% |
| その他の契約問題 | 4.49% |
| 税金 | 2.04% |
| 保険 | 1.94% |
| 親族間の問題 | 1.82% |
| 土地の賃貸借 | 1.30% |
| 労働問題 | 0.96% |
| 発災後の融資 | 0.96% |
| 預貯金・株式等の資産 | 0.34% |
| 所有自動車・船舶等 | 0.17% |
| 債権回収 | 0.15% |



相談内容の全体に占める割合・3か月ごとの推移

※色付きは各期の10%以上

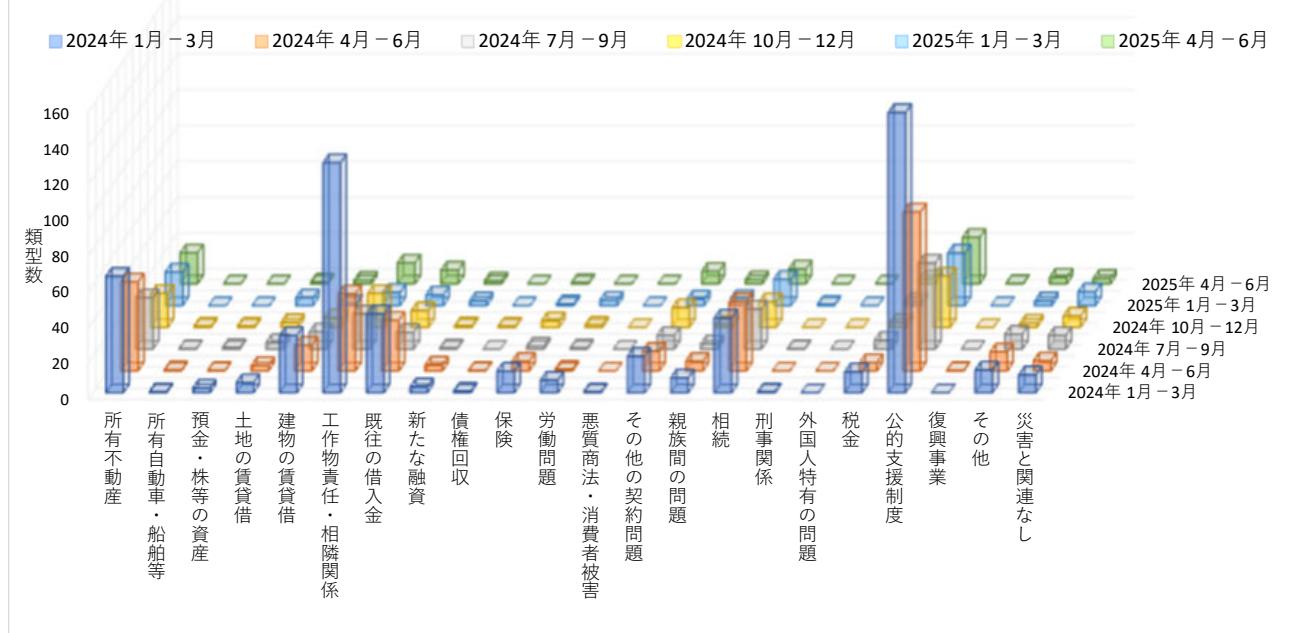
| 相談類型 | 2024年 1月～3月 | 2024年 4月～6月 | 2024年 7月～9月 | 2024年 10月～12月 | 2025年 1月～3月 | 2025年 4月～6月 |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|------------------|----------------|----------------|
| 所有不動産 | 11.6% | 15.2% | 16.9% | 14.5% | 16.4% | 17.4% |
| 所有自動車・船舶等 | 0.1% | 0.2% | 0.1% | 0.5% | 0.0% | 0.0% |
| 預金・株等の資産 | 0.5% | 0.1% | 0.4% | 0.5% | 0.0% | 0.0% |
| 土地の賃貸借 | 1.1% | 1.0% | 1.8% | 1.9% | 3.4% | 0.7% |
| 建物の賃貸借 | 5.8% | 4.2% | 6.1% | 3.9% | 1.1% | 2.6% |
| 工作物責任・相隣関係 | 22.6% | 13.9% | 10.9% | 13.9% | 6.9% | 12.0% |
| 既往の借入金 | 7.7% | 9.4% | 5.6% | 7.8% | 5.8% | 8.2% |
| 新たな融資 | 0.6% | 1.3% | 0.4% | 0.7% | 2.8% | 1.7% |
| 債権回収 | 0.2% | 0.1% | 0.0% | 0.5% | 0.0% | 0.0% |
| 保険 | 2.1% | 1.7% | 0.9% | 3.0% | 1.0% | 0.7% |
| 労働問題 | 1.3% | 0.3% | 0.3% | 0.9% | 3.1% | 0.0% |
| 悪質商法・消費者被害 | 0.1% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.2% | 0.0% |
| その他の契約問題 | 3.6% | 3.8% | 4.1% | 8.6% | 3.2% | 7.2% |
| 親族間の問題 | 1.5% | 1.8% | 1.2% | 1.4% | 3.4% | 2.4% |
| 相続 | 7.3% | 11.8% | 12.2% | 11.1% | 13.0% | 8.7% |
| 刑事関係 | 0.1% | 0.0% | 0.1% | 0.0% | 0.6% | 0.0% |
| 外国人特有の問題 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 税金 | 2.0% | 1.5% | 2.9% | 2.3% | 2.3% | 2.7% |
| 公的支援制度 | 27.9% | 27.9% | 26.3% | 22.2% | 27.3% | 27.3% |
| 復興事業 | 0.0% | 0.1% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.3% |
| その他 | 2.3% | 3.6% | 4.9% | 1.4% | 2.5% | 4.1% |
| 災害と関連なし | 1.7% | 2.0% | 4.0% | 4.8% | 6.9% | 4.0% |
| <分類不能> | 0.0% | 0.0% | 0.7% | 0.4% | 0.0% | 0.0% |
| 参考:各期の類型数合計(100%) | 1,696 | 944 | 536 | 392 | 329 | 287 |

(単位:件)

以下のグラフでは、各期の類型数の規模及び各相談類型に該当する件数の推移を示した。

相談類型・類型数の3か月ごとの推移

類型数ベース（各四半期の実類型数を反映）



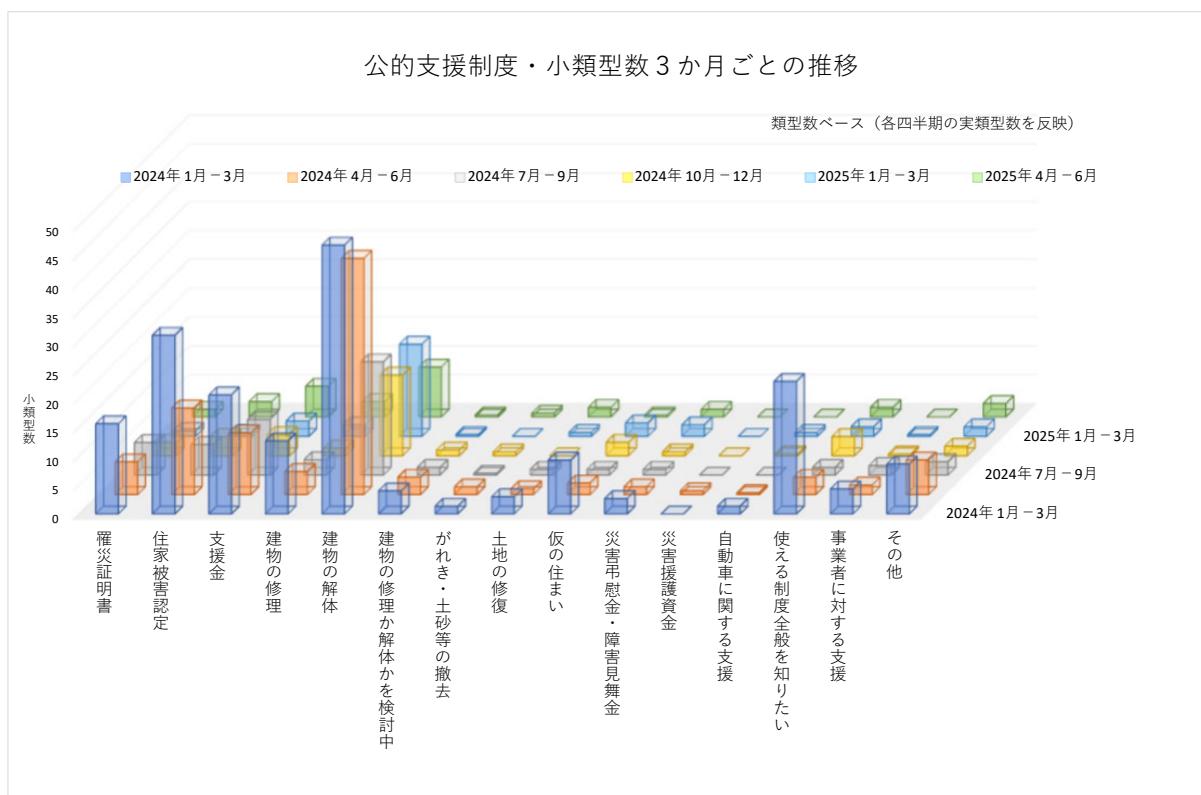
公的支援制度に関する相談の小類型・3か月ごとの推移

※色付きは各期の10%以上

| 公的支援制度内の小類型 | 2024年 1月－3月 | 2024年 4月－6月 | 2024年 7月－9月 | 2024年 10月－12月 | 2025年 1月－3月 | 2025年 4月－6月 |
|--------------------|----------------|----------------|----------------|------------------|----------------|----------------|
| 罹災証明書 | 8.6% | 6.3% | 8.5% | 6.7% | 3.4% | 4.6% |
| 住家被害認定 | 16.8% | 15.7% | 8.1% | 9.6% | 1.8% | 9.1% |
| 支援金 | 11.2% | 11.3% | 18.0% | 10.4% | 7.7% | 18.4% |
| 建物の修理 | 7.0% | 3.8% | 4.9% | 3.9% | 6.7% | 9.0% |
| 建物の解体 | 24.6% | 41.1% | 40.8% | 40.6% | 51.0% | 29.9% |
| 建物の修理か解体かを検討中 | 2.1% | 3.0% | 2.4% | 2.7% | 1.6% | 1.1% |
| がれき・土砂等の撤去 | 0.7% | 1.7% | 0.4% | 2.2% | 0.0% | 2.4% |
| 土地の修復 | 1.7% | 1.1% | 1.7% | 0.0% | 1.7% | 6.0% |
| 仮の住まい | 5.1% | 1.8% | 1.2% | 6.0% | 6.3% | 1.1% |
| 災害弔慰金・障害見舞金 | 1.4% | 1.8% | 2.0% | 2.0% | 7.5% | 4.5% |
| 災害援護資金 | 0.0% | 0.6% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 自動車に関する支援 | 0.8% | 0.5% | 0.0% | 0.8% | 1.7% | 0.0% |
| 使える制度全般を知りたい | 12.5% | 3.1% | 2.7% | 9.2% | 4.4% | 5.7% |
| 事業者に対する支援 | 2.4% | 1.8% | 3.4% | 0.8% | 0.9% | 0.0% |
| その他 | 4.8% | 6.3% | 5.9% | 5.1% | 5.1% | 8.2% |
| 参考：各期の小類型数合計（100%） | 554 | 290 | 159 | 105 | 96 | 87 |

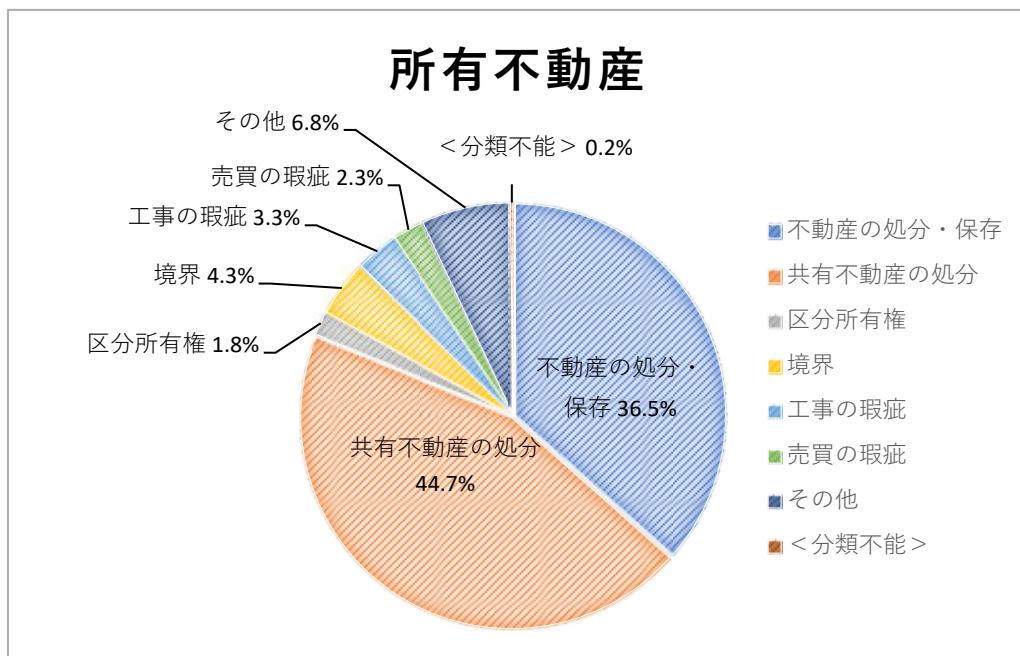
(単位：件数)

以下のグラフでは、各期の小類型数の規模及び各小類型に該当する件数の推移を示した。



相談類型ごとの内容分析（主な相談類型）

(1) 所有不動産に関する相談



6年前に中古で購入してリフォームした自宅が被災した。隣家と壁を接している住宅であり、自宅周辺の土地は液状化被害。ローンも残っているため、修理して住み続けるしかないと思っていたが、周辺は全て立ち退くということで、転居を検討すべきではないかとの助言を受けた。転居等を含めてどうしたらよいか、相談したい。（2025年2月）

震災で全壊の認定を受けた自宅を、道路工事の業者が長期滞在用に貸してほしいと言っている。貸すより売却した方がよいのではとも考えている。（2025年2月）

亡父名義の実家を相続放棄したが（他の相続人も相続放棄済み）、自宅の老朽化が進み、隣地住民に迷惑がかからないように、屋根瓦の補修等手入れをしている。このまま自分が自宅の修繕をすることに問題はないか。（2025年5月）

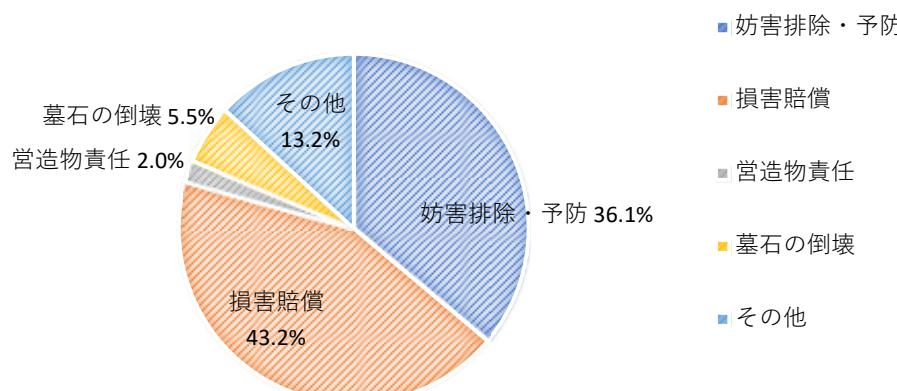
自宅建物の公費解体をして更地にし、仮設住宅で過ごしている。建て直しをする余力もないのに、できれば土地を誰かに譲り、固定資産税の負担を逃れたい。土地は亡くなった祖父の名義になっている。どうすればよいか。また、市から寄付の希望があるかという問合せもあり、希望があることを回答した。（2025年6月）

自宅を再築した。整地されて宅地になっている土地上に、建築確認申請を行った上で、建物を建てたところ、後から「農業振興地域」だと言われた。現在、農業振興地域の除外申請中。（2025年6月）

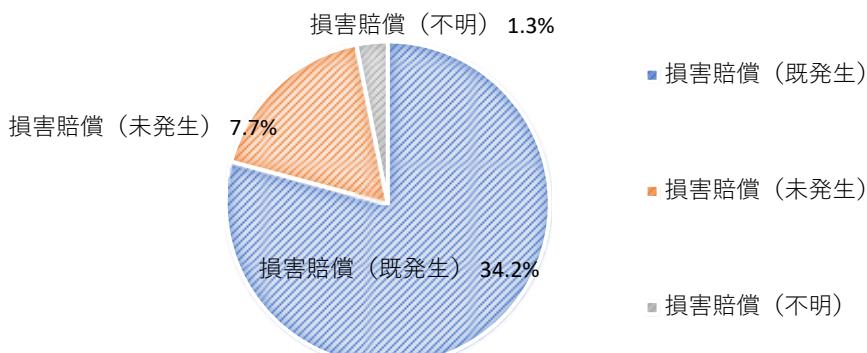
自宅が被災したので、取り壊した。同じ場所で再築するに当たって、工務店から、「土地の一部に赤道（里道）があるため、建てられない」と言われている。どうすればよいか。（2025年6月）

(2) 工作物責任・相隣関係に関する相談

工作物責任・相隣関係



損害賠償の内訳（請求権発生有無）



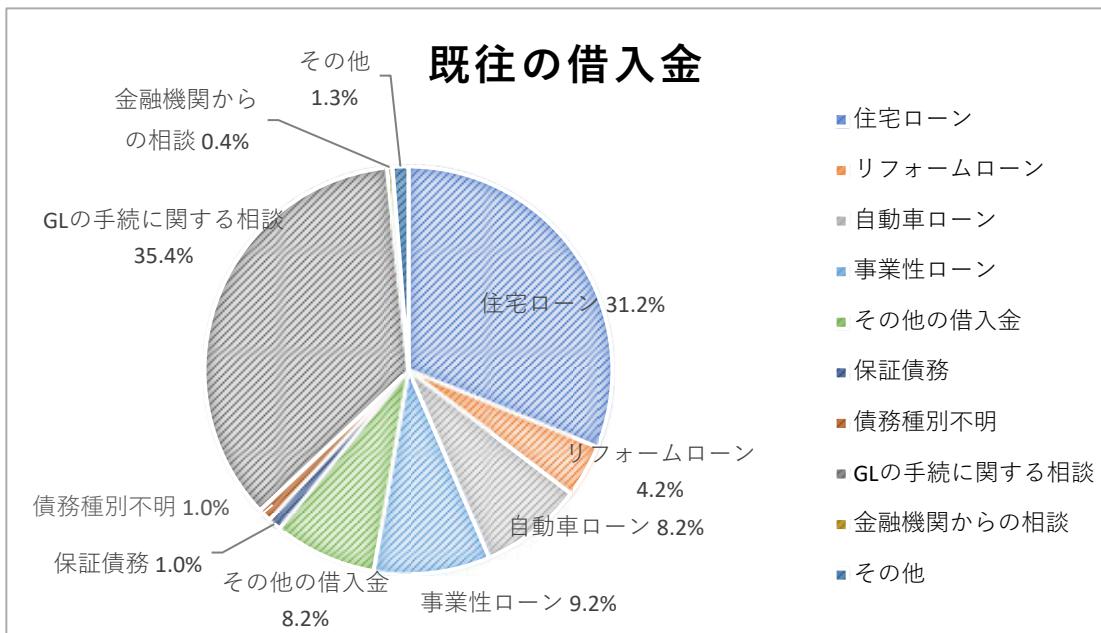
隣の家屋が、自分の家の方へ倒れ込んできそうになっている。市に相談したところ、建物の持ち主に対し、現状の写真と、公費解体が可能である旨の書面を半年に1回程度は送付しているとのことだが、何の返信もないようである。今後どうしたらよいか。（2025年3月）

土蔵を公費解体するに当たり、隣の建物の所有者から、解体工事によって隣の建物を損傷させた場合、修理費用を賠償する旨の誓約書に署名するよう要求され、これに応じた。その後、公費解体の工事によって、隣の建物の外壁を一部損傷させてしまった。誓約書どおり賠償に応じる意向だが、隣の建物の所有者から、工事に関係ないと思われる個所の補修や、元々使用されていた部材よりグレードの高い部材を使用して補修することを求められて困っている。（2025年5月）

隣地上の建物を公費解体した際、自宅建物等の一部が損壊した。解体業者等に損害賠償等を請求したいがどうしたらよいか。（2025年5月）

隣地に植わっている木の枝葉が越境しており、相手に言っても切ってくれない。過去には、枝葉のせいで自分の所有建物の屋根が傷ついてしまったこともある。どう対応すべきか。（2025年6月）

(3) 既往の借入金に関する相談



* GLとは「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」

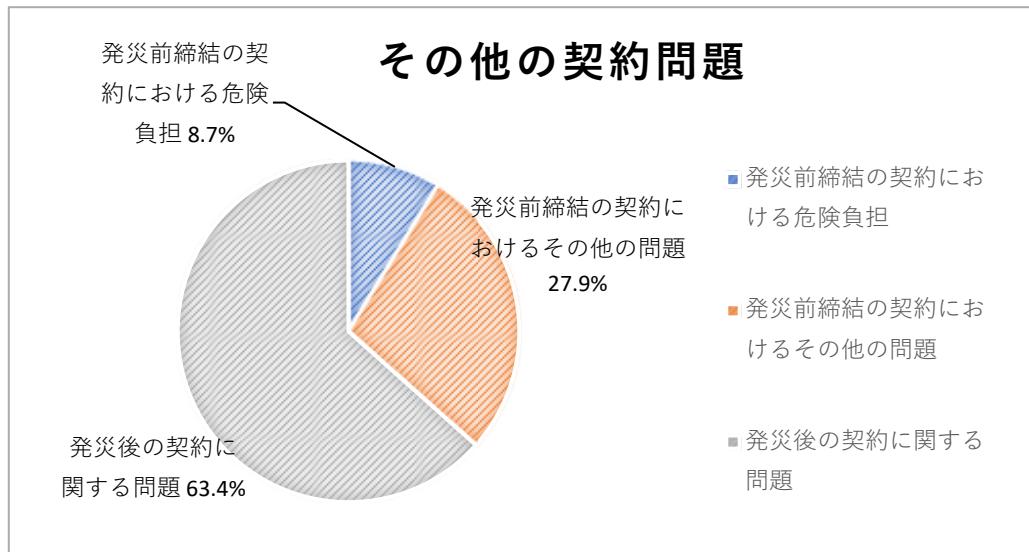
自然災害債務整理ガイドラインのことを知らずに（既存ローンの債権者からも案内されずに）、発災後にリフォームのためのローンを新たに組んでしまった。そのような場合、ガイドラインによる債務整理はできないのか。（2025年5月）

(4) 新たな融資に関する相談

旅館を営んでおり、震災前にコロナ融資を受けていた。1月1日の地震で旅館が全壊し、公費解体中。解体後に平屋建ての旅館を再建計画中であるが、新たな借入れについては4分の1の負担で済む「なりわい再建支援補助金」を利用したい。ただ最大債権者からは、自然災害債務整理ガイドラインを利用すると、なりわい補助金による融資は利用できないと言われた。もう一つの信用金庫では、利用できると言われた。（2025年1月）

震災で家が全壊し、仮設住宅に住んでいる。家を建て直したいが、資金面などどうしたらよいか。保険が下りて一定の預貯金はある。（2025年6月）

(5) その他の契約問題に関する相談

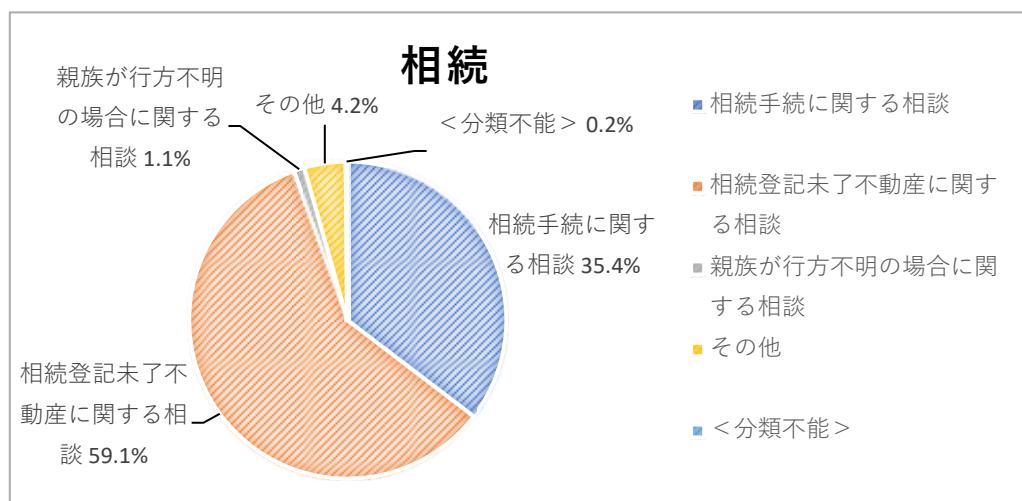


半壊認定を受けた建物を、解体業の会社に作業員らの居住用として賃貸した。当初から賃料支払は遅れていたが、今年から賃料の支払がされなくなり、会社に連絡も取れなくなつた。 (2025年4月)

公費解体は終了し仮設住宅に住んでいる。ある中古物件に住みたいのだが、購入しようにも前住人が財産放棄してしまって、名義人が宙に浮いている状態。裁判所を使わずに、簡単に不動産を取得する方法はないのか。 (2025年5月)

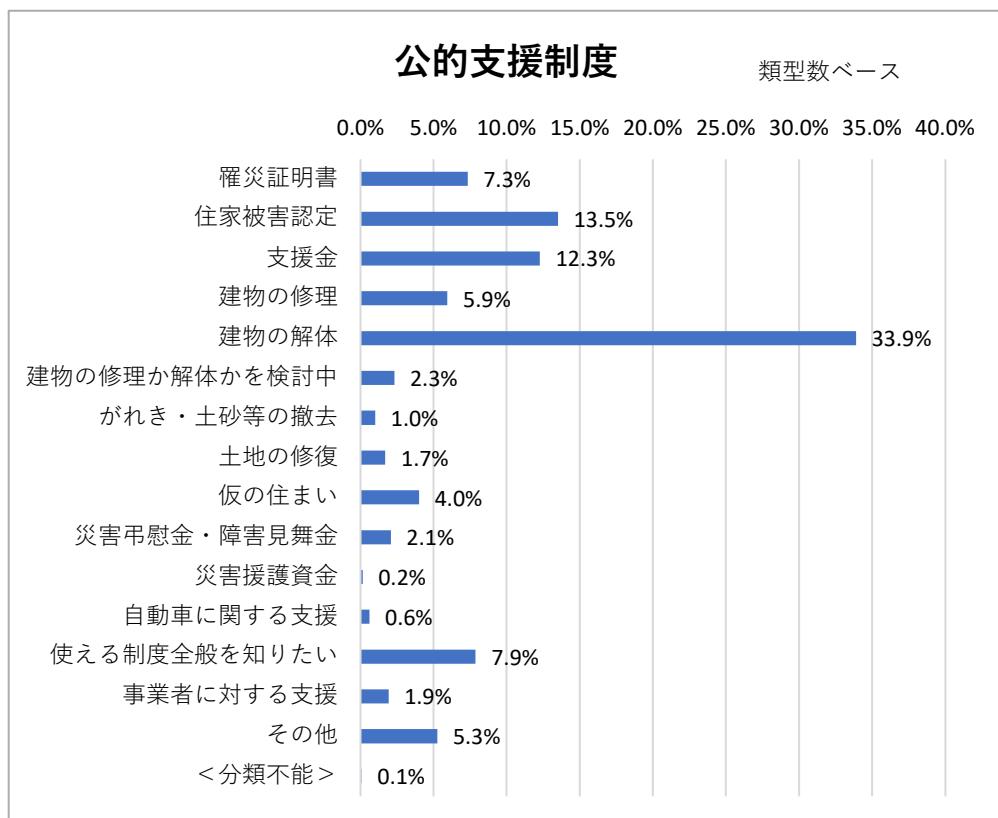
自主解体を、近所から紹介された業者に頼んで行ったが、依頼したとおりの作業結果になつてない。契約書はない。 (2025年6月)

(6) 相続に関する相談



自宅建物が、地震と豪雨災害で半壊の被害に遭った。建物の登記名義は亡父で、亡父の相続人には、母・兄・相談者がいる。しかし、兄が解体に同意しない。他方で、公費解体の申請期限は3月末に迫っている。どうしたらよいか。 (2025年1月)

(7) 公的支援制度に関する相談



現在公営住宅の一時使用中だが、入居の期限が迫っている。母が市内の病院への通院を希望しており、富山県内で転居先を探しているが、見つからない。（2025年1月）

能登にある親の家を公費解体したいと連絡があり、すぐに見に行ったが、既に解体されてしまっていた。市役所に問い合わせたところ、手違いだった、調査票も貼り忘れていたと言わされた。無事だった2階も壊されてしまった。（2025年3月）

自宅が準半壊の認定を受けたが、ブルーシートをかけてあった屋根を工事業者に確認してもらったところ、すべて直す必要があると言われた。準半壊では修理費がほとんど出ず、どうしたらよいか。（2025年5月）

解体の同意書面にサインする前に、町・解体業者が勘違いをして自宅を解体してしまった。そのため、仏壇等含む家財を持ち出すことができなかった。町・解体業者は非を認め、金銭的に解決するしかないと言って、賠償金額の提示を求めてきている。（2025年6月）

復興公営住宅に関する制度について聞きたい。（2025年6月）

蔵が損壊した。被災証明は出たが、当初、蔵は公費解体の対象外と市から言われた。最近になって蔵も対象になる場合があることを知ったが、市から申請期限が過ぎていると言われた。（2025年7月）